

業務委託契約書

株式会社シーアイ総合研究所、ノーサイド・ドキュメント・センター（以下、甲と言う）と（以下、乙という）は、ノーサイド・ドキュメント・センターのリライトグラフィー業務に関し、次の通り業務委託契約を締結する。

第1条（目的）

乙は、本契約書に定めるところに従い、甲の委託を受けてリライトグラフィー業務を遂行することを約し、甲は、これに対し報酬を支払うことを約した。

第2条（業務内容）

乙が、本契約において行う業務は、カセットテープその他に録音された音声を、所定のルールに従って反訳するリライトグラフィー業務及び出張録音関連業務（以下、本業務と言う）とし、別途定める「業務マニュアル」に記載された該当部分を含むものとする。

第3条（契約期間）

本契約書の有効期間は、契約日より1年間とする。ただし、期間満了の場合は双方協議のうえ更新することができる。

第4条（報酬及び支払方法）

甲は、能力に応じて、別途定める報酬を、「プルーフライターによる赤入れ校正原稿の校正入力業務」、「インターネット（Eメール）による最終納品業務」及び「ハードディスクからの関連ファイル削除通知（Eメール）の送信」をもって、乙の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。

第5条（誤表記ペナルティー制度）

甲は、第4条の報酬の支払いにおいて、乙が業務マニュアルに従わずに本業務を行った場合、別途定める誤表記ペナルティー制度の適用により誤表記に該当する金額を乙の報酬から差し引き、当該プルーフライターに支払うものとする。

2. 乙は前項の「誤表記ペナルティー制度」の適用に不服がある場合、「誤表記ペナルティー制度」報告書により異議申し立てを行うことができる。

第6条（昇降格・昇減給、プルーフライティング業務、発注調整）

乙のシニア・ライター及びマスター・ライターへの昇降格・昇減給の査定・措置は、日本リライトグラフィー協会の基準に基づき、別途業務マニュアルの定めるところにより、甲が行うものとする。

2. 別途定める報酬にて正文（校正）を担当するプルーフライティング業務は、実務研修を修了して1年以上ジュニア・ライターとしての実務経験を経たうえで、現役プルーフライターの推薦その他により適切な能力があると認められるジュニア・ライターに限定してプルーフライター研修を始めるものとする。

3. 業務マニュアル記載の本業務処理ができない場合には、甲は、乙への発注停止等の調整を行って適切な学習のための時間を与えるものとする。再発注しても本業務の品質改善が認められない場合には、甲は、第3条（契約期間）の内容にかかわらず、本契約の更新を行わないことができるものとする。